

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 再検討要請

管理番号

192

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

高額介護合算療養費・高額医療合算介護サービス費における支給申請手続きの簡素化

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

高額介護合算療養費・高額医療合算介護サービス費の支給申請手続きの簡素化(自動償還化)を求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

高額介護合算療養費及び高額医療合算介護サービス費の申請については、該当する世帯の世帯主(該当者)に対し申請の勧奨通知を送付し、申請書を受付けている。これに対し、医療保険の高額療養費、介護保険の高額介護サービス費においては、初回のみ申請を受付け、以降該当があれば自動的に登録口座に支給されている(自動償還)。

【支障事例】

高額介護合算療養費等の該当者のうち多くが、加入健康保険・介護保険に異動がなく例年対象となっているため、毎年同内容の申請書を記載し、窓口へ持参したり、郵送する手間が生じている。

また、受付窓口となる市区町村においても、一定期間に大量の申請書を処理する必要があり、窓口混雑や職員の事務負担に繋がっている(当市における令和3年度中の勧奨件数は後期高齢・介護保険で約 41,000 件、国保・介護保険で約 1,900 件)。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

住民は、これまで毎年同内容の申請書の記載・提出が必要であったが、一度申請するだけで以後自動で給付を受けられるようになるため負担が軽減される。

市区町村は、申請書の作成・発送に係る費用を削減でき、窓口混雑の緩和等、職員の事務負担軽減も期待できる。

根拠法令等

国民健康保険法施行規則第 27 条の 26、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第 71 条の 9、介護保険法施行規則第 83 条の 4 の 4

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

北海道、岩見沢市、須賀川市、ひたちなか市、伊勢崎市、千葉市、神奈川県、新発田市、飯田市、大垣市、浜松市、三島市、磐田市、豊橋市、半田市、京都市、亀岡市、城陽市、大阪市、兵庫県、萩市、長崎市、大村市

○毎年支給勧奨通知を送付するが、作成、申請受付にかなりの労力を要する。申請対象者についても、高齢か

つ介護を要する者であり、申請を代行する者がいるとは限らない。

○申請対象者が高齢ということもあり、継続支給対象者には、毎年の申請が負担となっている。

○高額介護合算療養費の該当者の多くが例年該当となっており、毎年同じ内容の申請書の記載し、窓口へ提出する等の市民の方の負担が生じている。また、申請に関する問い合わせや案内等、職員の事務負担も発生している。

○新型コロナウイルス感染防止のため、申請書や記入例、返信用封筒等を同封し、郵送申請の案内をしているが、申請者（記入者）は高齢の配偶者や子が多いためか、記入漏れや添付書類の不備があり対応に苦慮している。加えて、申請書を送付すると、記入方法について電話等で問い合わせが多数あり、申請書の受理後も記載内容の確認が事務負担になっている。また、申請書等の発送準備や申請内容のチェックなどの事務処理を時間外勤務で対応しており、継続支給による事務処理件数の減少は時間外勤務の削減に繋がる。

○当市においても令和3年度中の勧奨件数は後期高齢・介護保険で約 1,000 件であり、一定期間に大量の申請書を処理する必要があり、窓口混雑や職員の事務負担に繋がっている。

○当該業務に係る給付については、直接申請者に給付となるものの他、市が行う福祉医療費給付制度へ当該制度からの給付を充当するものもあり、申請に当たり申請者に多くの負担を強いているにもかかわらず、申請者に金銭的給付が直接的に生じない事例も相当数存在する。

○毎年申請書を提出する必要があり、申請対象者が高齢者かつ介護を必要とする者であるため、毎年の手続きに労力を要する。また、手続きを失念すると、本来受けられる給付が受けられなくなる可能性がある。年々申請対象者が増加し、事務に膨大な労力を要している。

○毎年申請書を提出する必要があり、申請対象者が高齢者かつ介護を必要とする者であるため、毎年の手続きに労力を要する。

○当市の後期高齢者医療においても、発送・受付・入力に関する事務に膨大な労力を要している（令和4年:約 9,300 件、令和3年:約 8,700 件）。

○例年、多数の勧奨を行っており、申請書の処理等に時間を要している。

（参考：直近の勧奨件数）

令和2年度：614 件

令和元年度：526 件

平成 30 年度：462 件

【後期高齢】

後期高齢・介護保険に係る勧奨通知は毎年3月に当県後期高齢者医療広域連合から発送（約 18,000 件）され、該当者は申請書に口座情報・申請者氏名等を記入し提出する必要がある。事務の効率化及び職員の負担軽減のため令和3年3月勧奨発送分から郵送受付事務を各区役所窓口から行政事務センター（委託事業者）へ変更したが、申請者が高齢であることもあり、申請書の不備が受付件数のうち約2割と非常に多く、不備の解消のために申請者に負担がかかっている状況。

○当市においても支障事例に掲げるような事務取扱を行っているため、市民から「毎年同じ申請をさせるな」など苦情が寄せられている。

各府省からの第1次回答

高額療養費や高額介護合算療養費については、法令上、支給が発生するごとに申請することが原則である。一方で、高額療養費については、最大で1年に12回支給が発生するものであり、その都度高齢者に申請を求めるとは負担が大きいことから、2回目以降の申請は省略可能としている。

この点、高額介護合算療養費の支給については、年度に1回発生するものであり、原則どおり毎年度申請を求めているものであるが、情報連携による申請窓口のワンストップ化などで被保険者の負担軽減に努めているところである。

お尋ねの提案については、国民健康保険及び介護保険に係るシステムの改修等が必要であり、医療保険・介護保険という異なる制度に係るものであることにも留意した上で、具体的な事務も含め、地方自治体の意見を踏まえつつ、検討してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

情報連携による申請窓口のワンストップ化の対象となるのは、計算期間中に医療及び介護保険が変わった一部の被保険者であり、従前の医療または介護保険者ごとの申請は不要になるが、基準日保険者に高額介護合算療養費の支給に係る申請書の提出が必要なことに変わりはない。

また、高額療養費と違い、申請対象者の多くは要介護認定を受けている高齢者であることも負担感を感じる一因となっている。

以上を踏まえれば、今回の提案で支給申請手続きの簡素化がはかれることによって、大半の被保険者の負担軽減につながると考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案を考慮した検討を求める。

【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

「情報連携による申請窓口のワンストップ化」では、転居等によって、保険者に変更があった一部の被保険者しか該当せず、大抵の被保険者や地方公共団体にとって負担が大きい。

このため、マイナンバーによる情報連携の活用も含め、地方公共団体の判断により申請手続きの簡素化を可能とすべきではないか。

「地方自治体の意見を踏まえつつ」とあるが、既に多くの共同提案団体等から支障が示されており、制度改革の必要性が高いことから、速やかに措置を講じていただきたい。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 再検討要請

管理番号

193

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

認定こども園の認可・認定における都道府県知事との事前協議を廃止すること

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

政令指定都市の長が行う認定こども園の認可・認定における都道府県知事との事前協議を不要とすることを求める。

具体的な支障事例

政令指定都市の長が行う認定こども園の認可や認定にあたっては、都道府県知事との事前協議を必須としている。しかしながら、認可・認定については、法令により審査基準が定められており、実態として、事前協議に際して都道府県知事が異議を申し立てることはないことから、形式化した手続きとなっている。
なお、認定こども園の認可や認定をした後に、政令指定都市の長から都道府県知事あてに情報提供をすることが法定されていることから、都道府県知事としては認定こども園が認可や認定されたことの実態の把握が可能であると考えられる。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

不要な事務が削減され、行政の効率化が図られる。

根拠法令等

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第7項、第17条第4項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、宮城県、千葉県、千葉市、川崎市、滋賀県、島根県、広島市

○当市においても、事前協議に際して都道府県知事の異議申し立てを受けた事例がないことから、形式化した手続きだと感じており、制度改正が必要だと考えている。

各府省からの第1次回答

指定都市及び中核市の長が認定こども園を設置認可又は認定するに当たっては、広域的見地に立った施設の適正配置等の観点から都道府県知事への事前協議を必要としているものである。本提案に対しては、指定都市市長会のほか、中核市や事前協議先である都道府県側の意見も踏まえ対応を丁寧に検討する必要があると考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

「広域の見地に立った施設の適正配置等の観点から都道府県知事への事前協議を必要としている」とのことですが、事前協議の内容についての法令上の基準は無いことから、実態としては、施設名、所在地、設置者の名称、利用定員等の基本的な情報のみの形式的な協議となっています。また、当市内の認定こども園において、市外(広域利用)児童の割合は、0.15%とごくわずかであるという実態から、都道府県知事による広域的な観点からの調整の必要性が低いと考えられます。

指定都市等における認定こども園の認可・認定については、法令に従い指定都市等が条例で認定こども園の設備及び運営の基準を定めていること、また、その他の審査基準についても法定されていることから、都道府県知事との協議を行わなくとも、指定都市等の判断により事務の執行は可能であります。

以上より、認定こども園の認可・認定における都道府県知事との事前協議は形式的なものになっているため、廃止することは問題ないと考えます。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

子ども・子育て支援事業計画の策定の段階で広域調整は行われていることから、認可・認定の段階にまで事前協議を行うのは指定都市等への関与が強すぎるのではないかと。

事前協議の結果、都道府県知事が広域の見地に立った施設の適正配置等の観点から認定をしないよう要請された場合において、指定都市等では認定こども園法第3条及び第17条に規定されている要件を全て満たしているときに、指定都市等の長が当該申請について認可・認定をしないことができず、実質的に意味のない事前協議となっており、その点からも事前協議は不要ではないかと。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 再検討要請

管理番号

195

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

サービス付き高齢者向け住宅の登録基準の強化・緩和に係る高齢者居住安定確保計画の策定廃止

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省

厚生労働省、国土交通省

求める措置の具体的内容

登録基準の強化・緩和にかかる高齢者居住安定確保計画の策定を廃止し、計画の策定有無に関わらず登録事務を実施する自治体の裁量とすること。

具体的な支障事例

市町村高齢者居住安定確保計画の策定は任意であるものの、高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則において、市町村高齢者居住安定確保計画でサービス付き高齢者向け住宅の登録基準(面積基準、設備等)を強化又は緩和することができることとされており、登録基準を緩和強化する場合には計画を策定する必要がある。当市ではサービス付き高齢者向け住宅の充実を目的に、登録基準の強化・緩和を行うために高齢者居住安定確保計画を策定しているが、策定に多大な事務負担を要している。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

策定に係る事務負担が軽減され、事業実施に注力することができる

根拠法令等

高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第4条の2第2項、国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則(平成23年厚生労働省・国土交通省令第2号)第15条の2第1項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

いわき市、千葉市、川崎市、豊田市、京都市、広島市

—

各府省からの第1次回答

高齢者の居住の安定確保に関する法律(以下「高齢者住まい法」という。)では、地域の実情に応じて、高齢者の居住の安定確保に係る施策を総合的かつ効果的に推進するため、住民に最も身近な市町村において、市町村高齢者居住安定確保計画を策定できることとし、当該計画に、区域内における高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の目標やその目標を達成するために必要なものを定めることとしている。高齢者住まい法第5条第1項に規定されるサービス付き高齢者向け住宅(以下「サ高住」という。)の登録の基準

の一つとして、同法第7条第1項第9号は、「市町村高齢者居住安定確保計画が作成されている市町村においては、基本方針及び市町村高齢者居住安定確保計画に照らして適切なものであること」と規定しており、同号に基づく国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第15条の2に基づき行われる規模及び設備等の基準の強化又は緩和は、サ高住の登録申請者が当該市町村における登録基準及び登録基準の強化又は緩和の背景を容易に把握できる観点からも、法令等に基づく高齢者居住安定確保計画において行われる必要がある。

また、地域の実情に応じたサ高住の供給促進を図るため、高齢者の居住の実態や住宅の供給状況等を踏まえて、高齢者居住安定確保計画に供給目標等を定めることとしており、当該基準の強化又は緩和は、地域の住宅事情等に応じた柔軟な施策展開を可能とするために設けられていることから、供給目標等の設定と一体となって同計画に位置付けることが適当である。

なお、「住生活基本計画(都道府県計画)の変更について」(令和3年6月30日国住政第20号、国不土第38号)に記載のとおり、市町村が法令等に基づき策定する住宅関係の計画については、各法令等に定める所定の手続を踏めば、一の計画として策定して差し支えなく、これにより、策定に係る事務負担は一定程度軽減されるものとする。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

登録基準の強化又は緩和にあたっては、高齢者居住安定確保計画を策定したうえで、地方公共団体が登録事務に必要な事項(登録基準など)を要綱等で定めているところである。計画策定又は改定には多大な労力がかかることから、計画策定を必須とせず、要綱等で登録基準の強化又は緩和を行えるようにしていただきたい。また、住宅関係の計画に関して、各法令等に定める所定の手続を踏めば、一の計画として作成して差し支えないと示していただいたところであるが、市町村においては、住生活基本計画の策定が任意とされていることも踏まえ、高齢者居住安定確保計画を単独で策定する場合の住民の意見聴取などの手続の義務付けの緩和についても検討していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

国において必要と考える政策目的の実現に関わる場合であっても、国が定める計画等の策定という手法に限らず、地方公共団体自らの工夫に基づく計画的な手法によることも可能であると考えられるため、具体的な実行手法は地方に委ねるよう、法令や政策実施の方法などの見直しを行うこと。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

計画策定等の見直しは、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」で「国が地方自治体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとするに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新設しないようにするとともに、真に必要な場合でも、計画等の内容や手続は、各団体の判断にできる限り委ねることを原則とする。あわせて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他団体との共同策定を可能とすることを原則とする。」と明記され、地方からはこの原則明記を高く評価するとともに、既存の計画の見直しを求める声が強まっている。

この原則を十分に踏まえ、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。

第1次回答において、登録基準の強化又は緩和に際しては、高齢者居住安定確保計画の策定を必須のものとするとのことであるが、登録基準の強化又は緩和を定めるに当たって一定の適正な手続を経たものであれば、計画という形式をとらず要綱等によることとしても問題ないのではないかと。

都道府県においては、住生活基本計画の策定が義務付けられているため、住生活基本計画と一の計画として策定することにより事務負担の軽減が図られる一方で、市町村においては、住生活基本計画の策定が任意とされているため、住生活基本計画と一の計画として策定することを可能とするのみでは必ずしも事務負担の軽減は図られない。そのため、高齢者居住安定確保計画を単独で策定する際の所定の手続きの簡略化についても検討すべきではないかと。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 再検討要請

管理番号

196

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

厚生年金(第2号被保険者)資格喪失者等の国民年金(第1号被保険者)種別変更における本人手続きの簡略化

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

厚生年金(第2号被保険者)資格喪失者等の国民年金(第1号被保険者)種別変更手続きについて、地方公共団体を経由せずとも、事業主からの厚生年金の資格喪失届をもって、日本年金機構が職権で種別変更処理を行うことで、本人手続きを簡略化するよう求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

退職等に伴う第2号被保険者等の資格喪失後に行う第1号被保険者への種別変更にあたっては、事業主が厚生年金(第2号被保険者)資格喪失等手続きを行った後、本人が国民年金(第1号被保険者)の変更手続きを行う必要があるが、退職日の翌日から14日以内に市町村長へ届出することとなっており、本人が市区町村の窓口に出向く必要がある。また、本人からの届出がない場合、職権適用で強制加入処理を行うが、現行では職権適用までに約5か月を要している。

当市における第2号、第3号から第1号被保険者への加入手続きにおいて、届出勧奨を行った未届者(年間約5,500件)のうち、本人届出があった件数は約500件、未届けにより職権適用された件数は約5,000件であった。

【支障の解決策】

事業主からの被保険者資格喪失届をもとに職権適用し、原則第1号被保険者とする。職権適用後、被保険者に通知を送付し、第2号・3号被保険者になるものについては、申告(本人又は転職先の事業主)によって事後で訂正処理をする。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

事業主からの届出を元に種別変更処理を行うことで、本人が市区町村に出向く必要がなくなり、本人の負担軽減につながる。また、被保険者から窓口への書類提出がなくなれば、市区町村の事務負担軽減につながる。

根拠法令等

国民年金法第12条(届出)、国民年金法施行規則第1条の4(資格取得の届出)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

花巻市、つくば市、ひたちなか市、伊勢崎市、千葉市、川崎市、大垣市、豊橋市、豊田市、長久手市、京都市、大阪市、加古川市、広島市、高松市、松山市

○保険を任意継続した際等、国民健康保険への切り替えの必要が無い人が、市役所に来庁せず、切り替えを忘れていている場合があるため。

各府省からの第1次回答

国民年金第1号被保険者への種別変更届については、令和4年5月11日よりマイナポータルを活用した電子申請を導入し、市区町村の窓口に来訪いただくことなく手続きが可能となるよう、被保険者の利便性の向上を図ったところである。

なお、国民年金第1号被保険者は、国民年金第2号、第3号被保険者以外の日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の方である旨、法律により定められており、当該事実を確認することなく職権で適用することとすれば、本来は国民年金第1号被保険者でない方が、誤って国民年金保険料を納付したり保険料免除申請書を提出するといったことにもつながりかねないため、仮にその後に訂正処理を行うとしても、適切な事務の実施という観点から行うべきでないと考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

現行、厚生年金の資格喪失者からの国民年金第1号被保険者への加入届出がない場合には、事象発生月(厚生年金の資格喪失日の月)から3か月目に日本年金機構による本人への届出勧奨を行い、それでも届出がなされない場合には5か月目に職権による加入処理を行うため、結果として事象発生から6か月も要し、職権対象となるケースは、年間で約5,500件(当市全体の約20%)もある。このため、法令上の事象発生月から14日以内の届出期間は設けつつも、届出がない場合には職権での加入処理を行えば、上記勧奨事務が不要となり、市町村にとっても、勧奨から職権による加入処理までの間に来庁する市民への対応や、その間の届出に関する日本年金機構への報告が不要になるというメリットがある。

なお、職権による第1号被保険者への加入処理を行った旨を被保険者へ通知する際、実際には被保険者が第2号・3号被保険者に該当するような場合には、日本年金機構に申し出るよう案内することで、懸念されている「誤った保険料納付や免除申請」は抑制でき、還付や加入の取り消しも可能である。

現在、20歳到達者の第1号被保険者への加入処理については、既に令和元年度から届出勧奨をやめ、本人に当該事実を確認することなく職権での加入処理後に通知している。

以上のことからすれば、法令どおりの届出期間を待ち、それでも届出がない場合には職権での第1号被保険者への加入処理を行うことで、本人負担や納付率の向上、市町村及び日本年金機構の事務負担の軽減につながることから、実態を十分にご理解いただき、前向きに検討願いたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【大垣市】

免除申請を同時に行いたい等の事情も考慮に入れ、被保険者からの届出を原則とするべきだと考える。そのうえで、事業主には1号加入届出ではなく、2号、3号の迅速な取得及び喪失の届出を求め、20歳以上60歳未満の住民登録者全てが国民年金に加入しなければならないという大前提の下、2号又は3号からの種別変更の職権適用の拡大を望む。2号又は3号喪失後、一定の期間を定め、その期間を過ぎて次の2号または3号の届出がない場合は1号へ強制加入、という流れが常態化されれば、退職後間を空けず就職するケースなど実態と異なる従業員からの苦情等を受けた事業主が、より速やかな届出の必要性を認識することで記録と実態とのアンマッチが減少すると考える。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

令和4年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 再検討要請

管理番号

197

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

後期高齢者医療および介護保険における特別徴収保険料の返納・還付にかかる書類の電子化

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省

総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

後期高齢者医療および介護保険の被保険者が死亡した場合における特別徴収保険料の返納・還付にかかる書類を電子化することを求める。

具体的な支障事例

【支障事例】

後期高齢者医療被保険者の死亡により生じた特別徴収保険料の過誤納金処理について、年金保険者からの「後期高齢者医療保険料返納金内訳書」の送付があるまでは、当市ではシステム上「特徴還付保留」とし、年金保険者から送付される内訳書の情報をシステムに取り込み、バッチ処理をすることで返納・還付手続きを進めている。現行では、書面で郵送された返納金内訳書の情報を後期高齢者医療システムに取り込むにあたり、処理対象件数が多いためパンチ業者によるデータ化を行っている。データ化された情報をシステムに取り込み、バッチ処理をすることにより効率化を図っているが、紙資料が膨大で、業務も煩雑になっており負担となっている。介護保険にかかる特別徴収保険料についても、当市では郵送された返納金内訳書を文字認識ソフトで読み込み、バッチ処理用ファイル作成ツールでファイルを作成してから介護保険システムに取り込んでおり、負担を感じている。

【支障の解決策】

年金保険者から郵送されている「後期高齢者医療保険料返納金内訳書」について、現行の紙ベースから、後期高齢者医療システムで一括処理できるようなデータでの提供に変更することで、パンチ業者によるデータ化や、文字認識ソフトでの読み込み等の処理が不要になる。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

業務の効率化およびペーパーレス化につながる。

根拠法令等

高齢者の医療の確保に関する法律第110条、介護保険法第139条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、宮城県、つくば市、ひたちなか市、川越市、富士見市、千葉市、墨田区、神奈川県、飯田市、浜松市、豊橋市、京都市、大阪市、大村市、宝塚市

○現行の紙媒体管理だと長期間保留扱いになっている方の検索が不便であり、年金機構に照会するなどの手

間も生じている。

○現状、年金保険者から送付される紙の内訳書の情報を複数名でチェックを行ったうえでデータ処理を行っている。データ化することで、年金基礎番号で突合し、効率的な事務ができると思われる。

○後期高齢者医療保険料返納金内訳書の内容については、紙媒体の情報を基に、Excel ファイルで還付対象者等を管理している。件数は月 50 件程度あり職員が手作業で入力を行っている。介護保険にかかる特別徴収保険料については、返納金内訳書の到達後、被保険者番号を確認し Access システムに入力しており、提供されるデータについては、事務処理を行ううえでデータの加工が必要となることを鑑みると、各自自治体で編集可能であることが望まれる。

○当市では、バッチ処理や文字認識ソフトなどを使用せず職員が紙ベースの資料から対象者を検索し、手入力している状態である。事務処理軽減の観点から、電子化を希望する。

○当市においては、職員により目視および手入力でデータを取り込んでいる。

○当市介護保険においても、死亡日以降に発生した特別徴収の過誤納金については、年金保険者からの介護保険料返納金内訳書(以下、「内訳書」と表記)の送付があるまでは処理を保留し、内訳書が届き次第、当市介護保険システムに入力を行っているが、処理すべき件数が多く、入力した内容の確認にも時間をとられている状況であることから、内訳書の電子化を希望する。

○当区の介護保険においては、郵送された返納金内訳書を基に、1件ずつシステムで検索をし、還付先等の登録処理を行っているため、業務が煩雑になるとともに負担となっている。

各府省からの第 1 次回答

ご提案の後期高齢者医療および介護保険における特別徴収保険料の返納・還付にかかる書類を電子的に提供することについては、

- ・電子的な提供方法の検討
- ・電子的な提供による現在の業務への影響の検証
- ・年金保険者や介護保険の保険者等のシステム改修が必要になること
- ・システム改修等によるコストと電子的提供による効果をどう考えるか

等の課題があることから、日本年金機構や各共済組合、市町村等の関係者の意見を聞きながら検討してまいりたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

後期高齢者医療や介護保険の業務については、基本的にシステムで処理をしているにも関わらず、返納金内訳書が書面で郵送されていることにより、後期高齢者医療システムに取り込むためだけにパンチ業者を雇い、介護保険システムに取り込むために文字認識ソフトで読み込み、バッチ処理用ファイル作成ツールでファイルを作成し、システムに読み込む等の非効率な作業を行っている。

本提案が実現することで、業務の効率化及びペーパーレス化につながるため、前向きに検討するよう強く求める。

関係者の意見を聞くにあたっては、現時点でどのような手法を考えているのか、具体的な手法とスケジュール感を教えていただきたい。また、提供されるデータを取り込み、一括処理を可能とするための市町村システム改修及び事務フローの見直しには時間を要するため、早期の段階で実施に向けたスケジュールを各市町村へ示していただくとともに、期間内に改修できない市町村がある場合は、従来の紙による提供と電子的な提供を併用する期間を設けるなどの対策を検討していただきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—